

国海員第351号
令和2年2月7日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



交通政策審議会への諮問について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第38条第2項の規定により読み替えて適用する同法第30条の2第4項の規定、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第31条第1項の規定により読み替えて適用される第11条第3項及び第11条の2第3項の規定並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第60条第2項の規定により読み替えて適用される第57条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第348号

船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の制定等について

諮問理由

船員に関し事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針の制定等を行うことについて、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第38条第2項の規定により読み替えて適用する同法第3

0条の2第4項の規定、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第31条第1項の規定により読み替えて適用される第11条第3項及び第11条の2第3項の規定並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第60条第2項の規定により読み替えて適用される第57条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。